

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例について

【条例制定の背景・目的】

近年、再生可能エネルギーの導入が急速に拡大する中、風力発電所をはじめとした再生可能エネルギー事業に関する様々な問題が顕在化しています。再生可能エネルギーは、自然・地域との共生を前提として円滑に導入されるべきものです。

このため、青森県では、令和5年9月に「青森県自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を策定し、立地地域と再生可能エネルギーとが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくためのルールづくりなど、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を図っていくにあたっての今後の方向性を示しました。

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例(以下「共生条例」という。)」は、この共生構想に基づき、自然・地域と再生可能エネルギーとの持続可能な形での共生に向けた新たな制度をつくるために制定したものです。

【共生条例の対象となる事業】

太陽光発電施設 2,000kW 以上

風力発電施設 500kW 以上

【共生条例の制度概要】

共生条例は、『ゾーニング』と『合意形成プロセス』の2つの手法を組み合わせることにより、「現在の世代が未来の世代に引き継ぐべき環境」を保全することを前提に、持続可能な形で、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するものです。

●地域区分の設定(ゾーニング)

広域的な視点から守るべき環境を保全するため、あらかじめ本県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分(ゾーン)を明示し、設置計画の立案段階から、地域区分に応じた配慮を求めることで、再生可能エネルギーの導入を円滑に進めます。

共生条例では、あらかじめ県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分し

ます。

また、調整地域又は保全地域のうち、市町村が再生可能エネルギー発電施設の設置を促進しようとする区域であって、地域との共生を図ることができると知事が認めた区域を共生区域に指定します。

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域))
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※原則として、事業の実施不可。

○保護地域

現行の法令等で特別な価値が認められ、自然環境、景観、歴史、文化等を良好な状態で未来に継承するために保護すべき地域です。

原則として、国が再生可能エネルギー発電施設の設置をする場合その他の公益上やむを得ないと認められる場合を除き、再生可能エネルギーを電気に変換する施設の設置ができない地域です。

保護地域は、次のとおりです。

ラムサール条約湿地の区域、世界文化遺産の区域(緩衝区域を含む)、世界自然遺産の区域、国指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)の区域 …等

○保全地域

現行の法令等で価値が認められ、再生可能エネルギー発電施設の設置が当該地域に重大な影響を及ぼすことなく、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全すべき地域です。

保護地域と同様に、原則として、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の設置を認めない地域ですが、知事が共生区域に指定した区域では設置が可能となります。

保全地域は、次に掲げる区域のうち保護地域の区域を除く区域です。

国有林の区域、地域森林計画対象民有林の区域、保安林の区域、保安施設地区の区域 …等

○調整地域

保護地域及び保全地域以外の地域です。

○共生区域

市町村が自然環境、景観、歴史・文化等との共生を図りながら、再生可能エネルギーの導入を促進しようとする区域((1)～(3))のうち、市町村の申出に基づき、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と共生できると認めた区域を知事が指定した地域です。

共生区域は、市町村が協議会等における検討を経て定めた区域のうち、さらに知事が妥当であると確認した上で指定した区域である必要があります。

(1)地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができるものとして市町村が定めた区域(再エネ特定区域)

(2)地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 5 項第 2 号の区域(促進区域)

(3)農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 5 条第 2 項第 2 号の区域(設備整備区域)

●合意形成の手続(合意形成プロセス)

再生可能エネルギー事業の実施にあたり、地域との合意形成手続を義務付けることにより、地域と事業者が対話する機会等を設け、地域のメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全します。

地域との共生が図られた再生可能エネルギー発電施設の設置計画について、知事が認定することで、再生可能エネルギー施設の円滑な導入を促進します。

合意形成手続の主な流れは次のとおりです。

1. 環境影響評価対象事業の場合

・意見交換会

様々な選択肢を検討することができる、できる限り早い段階において、事業者と周辺地域の住民等との実効的なコミュニケーションを図ることを目的として、意見交換会の開催を義務付けます。

事業者は、意見交換会時における周辺地域の住民等の声に耳を傾け、設置計画(案)を検討するようにしてください。

・再生可能エネルギー発電施設の設置計画(案)の届出

意見交換会の開催後、周辺の地域住民等の意見を踏まえた再生可能エネルギー発電施設の設置計画(案)を作成し、県に届出します。

県は、設置計画(案)の内容を確認し、市町村の意見を聴取した上で、設置計画(案)に関する意見を事業者に通知します。

・説明会

説明会は、これまでに、本条例に基づく意見交換会を実施し、さらに環境影響評価手続の各段階でも住民の意見を聴きながら設置計画を検討してきた経緯を踏まえ、事業者が周辺地域の住民等の意見や共生条例に基づく知事意見に対して、どのような配慮を行ったのかなど、周辺地域の住民等に説明する機会を義務付けたものです。

・再生可能エネルギー発電施設の設置計画の認定申請

事業者は、説明会を開催した後、県に認定申請を行います。

県は、市町村及び青森県環境審議会の意見を聴取した上で、設置計画の認定・不認定を通知します。

2. 環境影響評価対象外事業の場合

・意見交換会

様々な選択肢を検討することができる、できる限り早い段階において、事業者と周辺地域の住民等との実効的なコミュニケーションを図ることを目的として、意見交換会の開催を義務付けます。

事業者は、意見交換会時における周辺地域の住民等の声に耳を傾け、設置計画(案)を検討するようにしてください。

・再生可能エネルギー発電施設の設置計画の認定申請

事業者は、意見交換会を開催した後、県に認定申請を行います。

県は、市町村及び青森県環境審議会の意見を聴取した上で、設置計画の認定・不認定を通知します。

【当町における協議会等の詳細について】

1. おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー検討委員会
※別紙 1 要綱参照
2. おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー共生審議会
※別紙 2 資料参照